



2023年5月9日

各 位

会 社 名 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 櫛 田 誠 希  
( コード番号 8511 東証プライム )  
問 合 せ 先 コーポレートガバナンス統括室長 日比 健太郎  
( TEL . 03 - 3666 - 3184 )

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1)処分期日	2023年6月30日
(2)処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 49,000株 (注)
(3)処分価額	1株につき1,018円
(4)処分総額	49,882,000円 (注)
(5)処分方法	第三者割当の方法による
(6)処分予定先	日証金従業員持株会
(7)その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 処分株式数及び処分総額は最大値であり、実際の処分株式数及び処分総額は、日証金従業員持株会(以下「持株会」といいます。)への入会プロモーション終了後の持株会加入者数に応じて確定する見込みです。対象者数が確定した場合の処分株式数及び処分総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月28日付プレスリリース「従業員向け自社株インセンティブに関するお知らせ」に記載のとおり、従業員の働きがいやモチベーションの向上、及び中長期的な企業価値向上を図るインセンティブの付与を企図して、2022年度の当社業績に応じて、当社従業員に対して当社の発行する普通株式(以下「当社株式」といいます。)を付与する(以下「従業員向け自社株インセンティブ」といいます。)こととしておりました。

今般、2022年度の当社業績が経営目標であるROE4%を達成したことを受け、2023年5月9日開催の取締役会において、従業員向け自社株インセンティブの実施につき、決議いた

しました。その詳細につきましては、本日付「従業員向け自社株インセンティブの実施に関するお知らせ」をご覧ください。

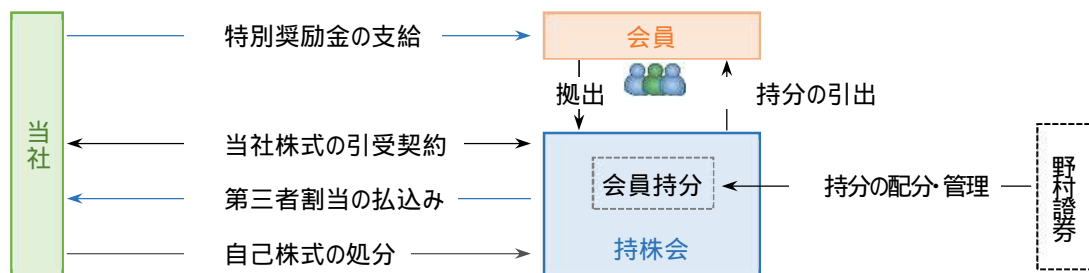
従業員向け自社株インセンティブは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって日証金従業員持株会（以下「持株会」といいます。）に自己株式を処分する（以下「本自己株式処分」といいます。）もので、第三者割当の方法により行います。処分株式数につきましては、上記「1.処分の概要」の注記のとおり、後日確定いたしますが、最大49,000株を持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、会員による金銭の拠出はありません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数96,000,000株に対する割合は0.05%、2023年3月31日現在の総議決権個数870,226個に対する割合は0.06%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります

（注）

（注）2023年3月31日時点での自己株式数（8,770,527株）を前提に算出しております。ただし、2023年3月20日付プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2023年4月20日に800万株の自己株式の消却を行っております。

### 3. 従業員向け自社株インセンティブの仕組み



当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。

当社は持株会の会員である当社の従業員（以下「会員」といいます。）に特別奨励金を支給します。

会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。

持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込みを行います。

当社は持株会に対して自己株式を処分します。

割り当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます

会員は割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引き出すことができます。

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、従業員向け自社株インセンティブの実施を目的としております。処分価額につきましては、2023年5月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である1,018円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率(小数第三位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月(2023年4月7日~2023年5月8日)(注)	997円	2.11%
3ヶ月(2023年2月9日~2023年5月8日)	1,007円	1.09%
6ヶ月(2022年11月9日~2023年5月8日)	1,046円	-2.68%

(注) 2023年4月9日は取引休業日のため、その直前取引日である2023年4月7日の終値で計算しております。

当社の監査委員会(4名、うち社外取締役である監査委員3名)は、上記処分価額について、処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

#### 5. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上